

# 地域活性化・雇用促進資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「地域活性化・雇用促進資金(企業活力強化貸付)」のご融資を通じ、企業立地の取組などによる地域経済の活性化や雇用の促進を行うみなさまのお手伝いをさせていただいております。

POINT  
1

企業立地または事業高度化への取組みを行なう方が対象です <企業立地促進関連>

POINT  
2

新たに雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方が対象です <事業展開関連>

POINT  
3

新たに雇用創出を行う方が対象です <雇用創出関連>

## 地域活性化・雇用促進資金 概要

ご利用 いただける方	1 企業立地促進関連 企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」または「事業高度化計画」に従って企業立地または事業高度化への取組を行う方
	2 事業展開関連 新たに1名以上[従業員21名以上の企業にあっては2名以上(注1)]の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方
	3 雇用創出関連 新たに1名以上[従業員21名以上の企業にあっては2名以上(注1)]の雇用を行う方(特定被災区域(*)内に限ります)
	4 雇用調整助成金等関連 雇用調整助成金にかかる実施計画の届出が受理された方(特定被災区域(*)内に限ります)
	5 地方公共団体連携関連 地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ、地方公共団体が認める事業を行う方(注2)
	6 次世代育成支援対策推進法関連 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、次のいずれかに該当する方 (1)一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方 (2)地方公共団体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む方
資金の お使いみち	1 「ご利用いただける方」の1に該当する方が、承認企業立地計画などに従って事業を行うために必要な設備資金および運転資金 2 「ご利用いただける方」の2に該当する方が、雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金および運転資金 3 「ご利用いただける方」の3または4に該当する方が、事業を行うために必要な運転資金 4 「ご利用いただける方」の5に該当する方が、地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ地方公共団体が認める事業を行うために必要な設備資金および運転資金 5 「ご利用いただける方」の6に該当する方が必要な設備資金および運転資金
ご融資額	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)
ご返済期間	設備資金: 15年以内(ただし、「ご利用いただける方」の1または5に該当する方は、特に必要な場合20年以内) [うち据置期間2年以内] 運転資金: 5年以内(特に必要な場合7年以内) [うち据置期間1年以内]
利率(年)	1 「ご利用いただける方」の1に該当する方: 基準利率、特別利率C 2 「ご利用いただける方」の3に該当する方: 特別利率A 3 「ご利用いただける方」の2または4に該当する方: 特別利率B 4 「ご利用いただける方」の5に該当する方: 基準利率、特別利率A 5 「ご利用いただける方」の6に該当する方: 特別利率A ただし、6の(1)に該当する方のうち、「子育てサポート企業」(くるみんマーク)の認定を受けた方は特別利率B
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます

(\*) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域(岩手、宮城、福島の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部)をいいます。

(注1) 女性、若年者(30歳未満)もしくは高齢者(60歳以上)を雇用する方または特定業種を営む方の雇用創出効果要件は、1名以上となります。特定業種については、支店の窓口までお問い合わせください。

(注2) 地方公共団体が認める事業については、支店の窓口までお問い合わせください。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。  
※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ [www.jfc.go.jp](http://www.jfc.go.jp) をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

### 事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

日本政策金融公庫 京都支店 国民生活事業

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101

アーバンネット四条烏丸ビル4F

京都支店 TEL 075-211-3230

西陣支店 TEL 075-462-5121

舞鶴支店 TEL 0773-75-2211



日本政策金融公庫

国民生活事業



## ～ 地域活性化・雇用促進資金（女性活躍関連）～

### ■ 本制度のポイント

- 次世代育成支援策推進法に基づき、女性従業員の雇用環境改善に努める方について、特別利率を適用

### ■ 利率低減

#### 特別利率A（基準利率-0.4%）の要件

- ・一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている方及び届け出る方
- ・一定の要件を満たす地方自治体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む方

#### 特別利率B（基準利率-0.65%）の要件

- ・上記いずれかの要件を満たし、かつ、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」（くるみんマーク）の認定を受けた方

